

伊 東 市 営 天 城 霊 園

平成 30 年度 第 3 期 墓所使用者募集要項

- 応募者が募集区画を超えた場合は、納骨をしていない焼骨をお持ちの方が優先となります。（改葬不可）
- 募集要項をよくお読みいただき、申込み方法及び使用の条件などをあらかじめご承知ください。
- 墓所の申込みにあたっては、現地を十分ご覧のうえ、一世帯一区画でお申込みください。
- 申込資格については、『3 申込みできる方』をご覧ください。
- 使用者本人の名義でお申込みください。使用許可決定後の名義変更は、条例及び規則に基づくもの以外できません。
- 区画抽選及びその方法については、『6 区画抽選』『7 墓所使用区画の決定方法』をご覧ください。
- 設置できる碑石の大きさ等については、基準が定められています。

《 受付期間 》

平成 30 年 11 月 1 日から 2 月 28 日（12 月 29 日～1 月 3 日を除く）

《 申込み受付時間 》 午前 9 時～午後 5 時まで

《 申込み受付場所 》 伊東市振興公社（伊東市観光会館 会議棟 2 階）
（住所）伊東市和田 1-16-1
（電話）0557-37-7135

《 申込みに必要なもの 》

- ① 墓所使用許可申請書
- ② 本籍・続柄記載のある世帯全員の住民票の写し
- ③ 各納税証明書（完納済み）又は非課税証明書
- ④ 認印
- ⑤ 埋（火）葬許可書（写） ※お持ちの方のみ
- ⑥ 戸籍謄本 ※市外居住者区分の方のみ

《区画抽選日》 平成 31 年 3 月 11 日（月）

《抽選会場》 伊東市観光会館 別館

1 募集墓所

- **伊東市営天城霊園** 伊東市八幡野字上野 1758 番地の 174 地内

2 募集区画

普通墓所・芝生墓所（各墓所とも使用済み区画有り）

3 申込みできる方

- ① 使用申請の日から起算して 1 年以前から伊東市に居住し、住民基本台帳に記載されている方
以下の②～④のいずれかの条件に該当する方は『市外居住者等』として申込みができます。
- ② 伊東市に本籍を有する方又は有したことがある方
- ③ 伊東市の住民基本台帳に記載されていないが、伊東市に居宅を有し、1 年以上居住している方（別荘としての使用の場合は認めない）
- ④ 伊東市に転入後 1 年未満の方で、転入後に焼骨等が生じ、埋葬する場所がない方
- ⑤ 市税等の完納者であること

4 墓所使用料等の額

- **墓所使用料 1 区画 430,000 円**
なお、『市外居住者等』に該当する方は、4 割増の **602,000 円** となります。
- ※ 納入した使用料は還付しません。
ただし、墓所の使用を許可した日から 3 年以内に未使用の墓所が返還された場合、納入済の使用料から使用料の 5 割に相当する額を差し引いた額が還付されます。
- ※ 生計を支える方が病気や災害等により、一括して納入できない特別な理由がある場合は、分割して納入することができますが、使用の許可を受けるときに使用料の 5 割以上の額を納入していただきます。
分割納入の期間は 3 年以内、回数は 36 回以内です。
- **墓所管理料 普通墓所 5,000 円 芝生墓所 年額 6,000 円（消費税別）**
 - * 毎年 4 月に年額分を納入していただきます。（この度の抽選では平成 30 年度の管理料は発生しません。平成 31 年度のものを 4 月初旬に発送予定です。）
 - * 毎年 4 月に年額分を納入していただきます。
 - * 納入した管理料は還付しません。
 - * 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方や、母子世帯の方などについては、管理料の減免制度があります。

○ 申込みに必要なもの

【 市 内 居 住 者 】

- ・ 墓所使用許可申請書
(伊東市振興公社、伊東市役所市民サービスセンターにあります。)
- ・ 本籍及び続柄記載のある世帯全員の住民票の写し
- ・ 伊東市の各納税証明書(完納済み)又は非課税証明書
- ・ 認印
- ・ 埋(火)葬許可書(写) ※お持ちの方のみ

【 市 外 居 住 者 等 】

- ・ 墓所使用許可申請書
(伊東市振興公社、伊東市役所市民サービスセンターにあります。)
 - ・ 本籍及び続柄記載のある世帯全員の住民票の写し
 - ・ 各納税証明書(完納済み) 又は非課税証明書
 - ・ 認印
 - ・ 埋(火)葬許可書(写) ※お持ちの方のみ
 - ・ 戸籍謄本(3)申込みできる方の②の条件に該当する方
- ※ 納税証明書については、納付した市町村のものになります。

○ 申込みできる区画数 一世帯につき1区画

○ 申込み時の注意事項

- ・ 既に天城霊園を使用している世帯は、申込みできません。
- ・ 世帯員が重複して申込んだ場合は、すべて「無効」となります。
- ・ 申込み資格や提出書類に不備がある場合は受付できない場合がありますので、申請者又はご家族の方が伊東市振興公社(観光会館会議棟2階)まで直接お申込みください。
- ・ 郵送又は電話による申込みはできません。
- ・ 伊東市振興公社窓口以外では申込みの受付は出来ません。
- ・ 提出する書類等にかかる申請手数料は、いかなる場合も返還できません。

6

区画抽選

- 抽選方法 公開による抽選
- 抽選日 平成31年3月11日(月)
- 受付時間 午後1時30分から午後2時00分まで
 - ※ 午後2時から抽選方法等の説明を行います。
 - ※ 午後2時20分から抽選を開始する予定です。
- ・ 抽選当日は**募集申込書控**(申込受付時に配付します。)を持参し、受付に提示してください。
- ・ 受付時間内に受付されない方は、申込みの意向がないものとし「無効」とさせていただきます。
- ・ 抽選会場には、申請者本人又はご家族がおいでください。やむをえない場合は、本人が代理人を選任してください。その場合、申請者の委任状が必要となります。
- ・ 申請者及び代理人は、他の申請者の代理人になることはできません。

7

墓所使用区画の決定方法

- 申請者の数が募集区画を超えなかった場合は、申請者全員が当選となります。
- 申請者の数が募集区画を超えた場合は、抽選で、使用者と補欠者の順位を決定します。
- 補欠者については、使用者が辞退した場合に補欠順位により連絡します。

8

墓所使用料の納付について

- 墓所の使用区画が決定した方には、抽選終了後、手続き方法等の説明をいたします。
- 墓所使用料については、当日納付書を配付いたします。
- 墓所使用料は、平成31年3月22日(金)までに伊東市の指定金融機関(日本郵便株式会社を除く)又は伊東市役所内指定金融機関派出所で納入してください。
- 使用料の分割納付を希望する方は、事前に伊東市役所市民サービスセンターまでご相談ください。
- 平成31年3月22日(金)までに納入がない場合は、墓所使用の意思がないものとして使用区画の当選決定を「無効」としますので、期限までに必ず納入してください。期限までの納入が困難な場合は、伊東市役所市民サービスセンターまで必ずご連絡ください。

- 墓所使用料及び管理料納入が確認された時点で、墓所使用許可書を交付いたします。
- 遺骨等の埋蔵及び碑石等の受付ができる日は、墓所使用許可書の交付後となります。

不明な点等につきましては、下記までご連絡ください。

《霊園内案内図》



連絡先 伊東市振興公社（伊東市観光会館 会議棟 2 階）
住 所 伊東市和田 1-16-1
電 話 0557-37-7135